

# 平成22年国勢調査関係者会議の 事前説明時に聴取した内容

## 《調査方法》

- インターネットによる調査方法を検討してほしい。
- 市町村が持っている情報、警察との連携、教育委員会等で持っている情報（世帯構成等）等の情報の活用を図ることはできないか。
- 管理会社に調査員業務を委託するという方法もある。

## 《広報》

- 申告義務をあまり強調しすぎると反発する世帯がいると思う。一方、権利意識の高い世帯もいるので「法律で定められている義務」であることを示す必要もあり、申告義務を周知する場合には、その方法を慎重に検討する必要。

## 《広報(つづき)》

- 「地方公共団体や統計調査員から、国勢調査に際し、統計法に基づく照会や協力依頼があった場合には、本人の同意を得なくても個人情報を提供できる」ことを十分PRすることが必要。
- 個人情報保護法施行に伴う個人情報保護意識の高まりが調査困難な主たる要因として挙げられる。マンシヨンの調査に当たっては、まず管理組合に対して、国勢調査と個人情報保護法との関係について周知し、正確な理解を得ることが必要。
- 国勢調査の調査票の記入内容を、住基ネットデータとリンクして、行政機関がその情報を利用するのではないかと受けとめている人もいると思うので、国勢調査は統計法に基づき実施し、調査票の記入内容は統計作成以外の目的には使用しないことを明確に周知する必要。

## 《広報(つづき)》

- 一般の人は、調査結果がどのように利用されているか分からない。調査結果について、もっと周知すべき。調査結果のPR方法として、「国勢調査結果はこのように利用されています」というパターンと、「国勢調査結果がないと、このようなデメリットが生じます」というパターンの双方向が必要。
- TVなどを通じて協力を要請できないか。また、インターネットの活用も有効。
- 教育(学校)の場を使って、統計調査への協力は国民の義務であることを浸透させるべき。